フェリーターミナル条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第38号

フェリーターミナル条例施行規則の一部を改正する規則

フェリーターミナル条例施行規則(平成30年岩手県規則第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
	(休所日)				
	第1条の2 宮古港フェリーターミナル (以下「フェリーター ミナル」という。) の休所日は、次のとおりとする。				
	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に 規定する休日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで 2 条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」と いう。)は、必要があると認めるときは、前項の休所日以外 の日において臨時に休所し、又は同項の休所日において臨時				
	に開所することができる。				
(使用時間)	(使用時間)				
第2条 宮古港フェリーターミナル (以下「フェリーターミナ	第2条 フェリーターミナルの使用時間は、午前8時30分から				
ル <u>」という。)</u> の使用時間は、 <u>午前5時30分</u> から午後5時ま	午後5時までとする。				
でとする。					
2 条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」と	2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の使用時				
<u>いう。)</u> は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を	間を臨時に変更することができる。				
臨時に変更することができる。					
(利用料金の免除及び還付の申請)	(利用料金の免除及び還付の申請)				
第7条 [略]	第7条 [略]				
	(知事による管理)				
	第8条 条例第2条ただし書の規定により知事がフェリーター				
	ミナルの管理を行う場合に係るこの規則の適用については、				
	次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ				
	れぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	_			
	第1条の 条例第2条に規定する指定管理者 知事				
	2第2項 (以下「指定管理者」という。)	_			
	<u>第2条第</u> <u>指定管理者</u> <u>知事</u>				
	2項				
	第3条 指定管理者の 別に	4			
	<u>第4条 指定管理者</u> <u>知事</u>				

第5条

<u>第6条</u>

指定管理者

指定管理者の

知事

別に

	<u>第7条</u>	利用料金	使用料
		指定管理者の	別に
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。